

子育て



児童手当現況届、その他手続きについて

【現況届について】

現況届の提出は、令和4年度から原則不要になりました。提出が必要な一部の方には、6月中旬頃に通知を郵送しますので、期限までに必ずご提出ください。

【その他手続きについて】

児童手当受給者が次に該当する場合は、その都度手続きが必要です。

- ① 養育している児童の数に増減があったとき
- ② 受給者が公務員になったとき
- ③ 受給者と児童の住所が別々(別居)になったとき
- ④ 振込口座を変更するとき(受給者以外の名義への変更はできません)
- ⑤ 結婚、離婚によりこどもの養育者が変更となるとき
- ⑥ 受給者が、大田原市から転出するとき(転出先の住所地で新たに申請が必要となります)
- ⑦ 受給者よりも配偶者の前年所得が高いとき(主たる生計維持者が変わったとき)
- ⑧ その他届出が必要なとき(受給者が亡くなった、逮捕、拘禁されたなど)

問 こども支援課 本3階
TEL 0287-23-8932

健康・福祉



大田原市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成制度について

身体障害者手帳の対象とならない軽度・中等度難聴児に係る補聴器について、購入費用などの一部を助成しています。

申請には医師の証明などが必要ですので、事前にご相談ください。

●対象者 次の①～⑤をすべてを満たす方

- ① 市内に住所のある18歳未満の方
- ② 両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満の方
- ③ 補装具費支給意見書(聴覚障害者用)を作成できる医師から、補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断された方
- ④ 児童の属する世帯に、当該年度の市民税所得割の額が46万円以上の方がいないこと
- ⑤ 児童、あるいは児童の属する世帯

員に市税等の滞納がないこと

●助成額 市の要綱で定める基準額に3分の2を乗じた額

※児童の属する世帯が生活保護世帯、または世帯全員が非課税の世帯である場合、全額を助成します。

問 福祉課 本3階
TEL 0287-23-8921

特別児童扶養手当制度のお知らせ

●受給対象となる要件 心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父母、またはその養育者に対して支給されます。ただし、障害を支給事由としている年金を受給している方および施設に入所している方は除きます。

【1級に該当する障害程度】

- ▶ 身体障害者手帳1級および2・3級の一部分の方(診断書による判定となる場合有り)
- ▶ 重度の知的障害のある方
- ▶ 上記と同程度の障害があると認められた方

【2級に該当する障害程度】

- ▶ 身体障害者手帳3・4級の一部分の方(診断書による判定となる場合有り)
- ▶ 療育手帳B1の方(診断書による判定)
- ▶ 上記と同程度の障害があると認められた方

●所得制限について 受給対象者やその配偶者、同居の扶養義務者のうち、いずれかの方の前年所得が所得制限限度額を超える場合は、支給されません。

●手当額(令和8年4月現在)

- ▶ 1級 月額5万8,450円
- ▶ 2級 月額3万8,930円(4・8・11月に4か月分をまとめて支給します。)

問 福祉課 本3階
TEL 0287-23-8921

災害時避難行動要支援者名簿を作成しています

市では、災害対策基本法に基づき、災害時に自力での避難が難しい方の情報を掲載した「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

この名簿は毎年度更新を行い、名簿の外部提供に同意をいただいた方の情報については、平常時から避難支援等関係者(警察署・消防署・社会福祉協議会・自治会長・民生委員児童委員)に提供し、見守り活動や

防災訓練などに役立てられます。

●手続きが必要な方

- ① 次の名簿掲載基準に該当する方で、今年度新たに対象となった方
- ② 昨年度、同意確認関係書類が届いた方で、書類を返送していない方
- ③ 次の名簿掲載基準⑤に該当する方で、名簿への掲載を希望する方

●手続き方法

▶ ①・②の方 6月末までに通知を郵送します。

▶ ③の方 電話、FAX またはメールで福祉課へお問い合わせください。

●名簿掲載基準 次の①～⑤のいずれかに該当する方

- ① 要介護3以上と認定された方
- ② 身体障害者手帳1級または2級の方
- ③ 療育手帳A1 またはA2の方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤ 上記に準ずる状態にある方

※福祉施設や医療機関に長期間、入所・入院をしている方を除きます。

●名簿記載情報 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、避難支援を必要とする理由など

問 福祉課 本3階
TEL 0287-23-8707
FAX 0287-23-1389



✉ fukushi@city.ohtawara.tochigi.jp



大田原市健康セミナー開催

国際医療福祉大学と大田原市健康長寿都市推進委員会の共催で、地域公開講座・市健康セミナーを開催します。

●日時 7月12日(日) 14:00～16:00

※12:30～13:50には、会場付近に健康相談などのブースを出展します。

●場所 国際医療福祉大学 大田原キャンパスF棟101大講堂

●費用 無料(申し込み不要)

●テーマ 『健康長寿はフレイル予防から』～行きたい場所へ！自分の足で、運転で～

●講師 国際医療福祉大学教員

※手話通訳、要約筆記、車椅子席を用意します。

※詳細は、市HPをご覧ください。

問 健康政策課 本3階
TEL 0287-23-8704



ダニや蚊などから感染する感染症に気をつけましょう

身近な生物から感染するため、虫さされなどに気をつけましょう。重症化すると死に至る感染症もありますので、感染が疑われる場合は早めに医療機関を受診してください。

●感染症の種類

- ▶重症熱性血小板減少症候群(SFTS)
- ▶つつが虫病
- ▶デング熱
- ▶日本脳炎
- ▶チクングニア熱
- ▶ジカウイルス病(ジカ熱)

※予防・対処法などの詳細は、市HPをご覧ください。

問健康政策課 本3階

TEL 0287-23-8704



年金・国保



6月は農業者年金現況届提出月間です

独立行政法人農業者年金基金から現況届用紙が送付された方は、次により提出してください。

●提出方法 6月30日(※)までに農業委員会事務局、湯津上支所、黒羽支所、両郷地区公民館、須賀川地区公民館のいずれかに直接提出

※農協や郵便局では提出できません。

問農業委員会事務局 本4階

TEL 0287-23-8716

くらし



出前講座をご利用ください

市の政策や事業について、市の職員が出向き、説明や意見交換などを行います。開催できる日時は、平日の午前10時から午後9時までの間で1時間30分以内となります。会場は、申込者が用意してください。

●費用 無料

※会場の使用料などは申込者の負担となります。

●対象者 自治会や公民館など、おおむね10名以上が参加する団体やグループ

※目的が営利・政治・宗教活動、苦情や陳情の場合は、講座を開催できません。

●申込方法 出前講座の推薦講座一覧からテーマを選び、事前に電話などで各担当課と内容、日時などを調

整してください。

※詳細は、市HPをご覧ください。

問総務課 本6階

TEL 0287-23-8702



6月7日～13日は「危険物安全週間」です

ガソリンや塗料などをはじめとする危険物は、事業所などで幅広く利用されています。

危険物安全週間は、事業所における危険物の自主保安体制の確立を呼びかけるとともに、広く国民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることを目的としています。

●推進標語

『つかみ取れ! めざす無事故の頂を』

問那須地区消防本部予防課

TEL 0287-28-5103

Live119の運用が開始されます

栃木北東地区消防指令センターでは5月1日からスマートフォンを活用した新たな通報システム「Live119」の運用を開始しました。

Live119は、スマートフォンから消防指令センターに、テレビ電話のように映像を撮影しながら状況を伝えることができるシステムです。

これにより、通信指令センターでは言葉では伝わりにくい災害の規模や、傷病者の状況を確認できるため、迅速な災害対応や応急手当の方法がわからない場合でも適切な助言を受けることができます。

状況により通報された方に協力をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

問栃木北東地区消防指令センター

TEL 0287-28-5111



各種証明書のコンビニ交付サービスおよびかんたん窓口・証明書交付サービスの一時停止について

各種証明書のコンビニ交付およびかんたん窓口・証明書交付サービスを、システムメンテナンスのため一時停止します。お急ぎの場合は通常の窓口をご利用ください。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●サービス停止日 6月10日(※)

●対象サービス

▶コンビニ交付サービス

▶市役所本庁舎「かんたん窓口・証明書交付サービス」

●一時停止する証明書 所得・課税(非課税)証明書

※住民票の写しおよび印鑑登録証明書は、停止日も通常どおり取得いただけます。

問税務課 本2階

TEL 0287-23-8785

ITなんでも相談所を開設します

スマートフォンやタブレットの操作方法、アプリの使い方、各種設定など、日常で困っているITに関するお悩みを気軽に相談いただける「ITなんでも相談所」を開設します。※日時や場所について、今月号から生活カレンダーの『各種相談』に掲載します。

問情報政策課 本6階

TEL 0287-23-8959



DV相談ナビ

相談専用電話番号

#8008

配偶者や恋人などを怖いと感じたことはありませんか?いつも相手の顔色をうかがい、神経をはりつめていませんか?

DV相談ナビは、配偶者や恋人など親密な関係にある者からの暴力(DV)に悩んでいる方の相談窓口です。最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

【DVの種類】

▶身体的暴力…なぐる、ける、物を投げつける

▶精神的暴力…大声でどなる、バカにする、無視する

▶経済的暴力…必要な生活費などを渡さない、仕事を制限する

※ご利用には通話料がかかります。

※ご相談は各機関の相談受付時間内に限ります。

※一部のIP電話などからはつながりません。



問政策推進課 本6階

TEL 0287-23-8715